

**地域活力向上のための市町等総合交付金
令和 7 年度募集要領**

令和 7 年 3 月

香川県政策部地域活力推進課

本要領は、「地域活力向上のための市町等総合交付金交付要綱」を補完し、募集に関する手続きを定めるものである。

第1 背景・目的

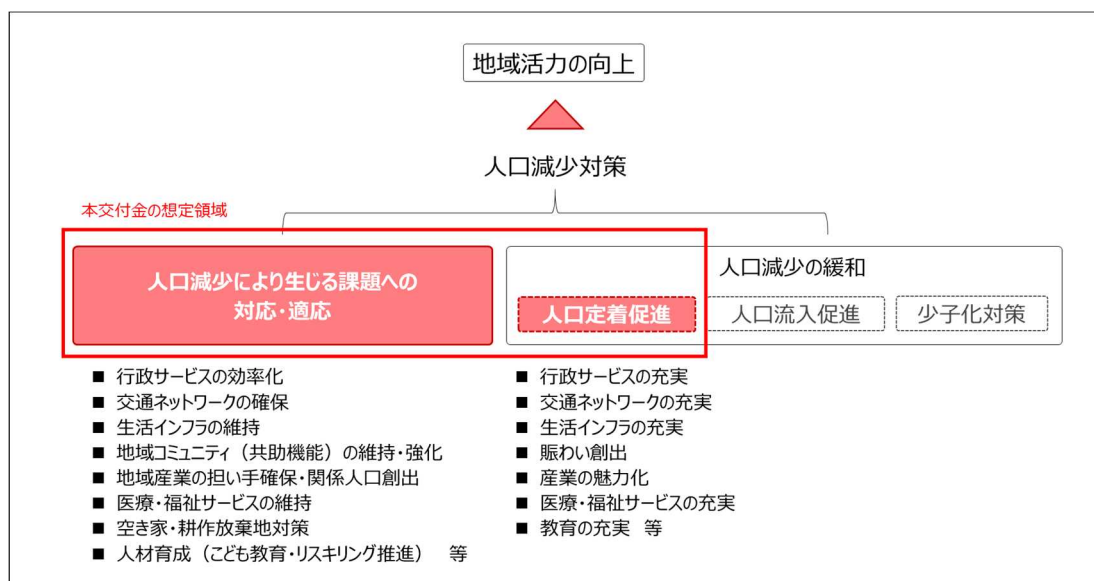
(1) 背景

- 本県では、少子化及び都市圏等への人口流出により、人口減少の基調に歯止めがかからない状況にある。県推計人口は、1999年の約103万人をピークに減少を続け、2024年10月時点で約92万人となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（2023年推計）では、今後、人口減少スピードが更に加速し、2040年には、約80万人になると予想されている。
- 生産年齢人口の減少、県内消費額の減少による産業競争力の低下などから、地域の活力が低下していくことが予想され、将来的には県民の日常生活にも重大な影響を及ぼす懸念がある。
- このような中、本県では、「県民100万人計画」を掲げ、少子化対策や、県内就職の促進、企業立地の一層の推進などに取り組んでいる。また、県地域活力推進課においては、地域活力の向上を目指し、市町と連携した「地域づくり」にかかる各種施策や、本県への転入者を増やし、人を呼び込む「移住・定住促進」に取り組んでいる。

(2) 趣旨・目的

- 「人口減少対策」を根幹に据え、県・市町が一層、緊密な連携を図り、多様化・複雑化する地域課題の解決に取り組むことで、持続的な社会の構築及び未来へ向けた地域活力の向上を目指す。
- そこで、「地域活力向上のための市町等総合交付金」を創設し、市町等が実施する「人口減少により生じる地域課題への対応施策」や「人口の定着促進施策」を県が予算の範囲内で、総合的に支援することとする。

予算額：102 百万円



第2 対象となる事業（要綱第3条関係）

1 交付金の交付対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たす事業とする。

（1）交付金の目的に合致していること。

- 人口減少により生じる地域課題へ対応する事業であること。
- 住民が住み続けたいと思える地域づくりを展開し、人口定着促進に寄与する事業であること。

（2）事業の継続性や発展性が見込まれる、新規又は拡充事業であること。

- 「事業の継続性や発展性が見込まれる」とは、補助事業実施後も、継続が見込まれる事業や将来的に質の向上・改良が見込まれる事業のことをいう。
- 「拡充事業」とは、従来の事業から質の向上や改良を図っている事業のことをいう。イベントの開催場所の変更や収容人数の拡大のみの事業等は当該要件に該当しない。

（3）市町が認める地域団体等が事業実施主体の場合は、市町が補助要綱等を制定していること。

- 事業実施主体が、市町が認める地域団体等（第4に記載）の場合は、市町が地域団体等に補助するための補助要綱等を作成し、事業申請の際に県へ提出することとする。

（4）県自治振興課市町連携グループとの事前協議を経ていること。

- 事業の申請にあたり、県自治振興課市町連携グループとの事前協議を必要とする。

2 次のいずれかに該当する事業は交付対象外とする。

（1）特定の法人若しくは団体又は個人の利益を追求するための事業

（2）宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業

（3）公序良俗に反する事業

（4）国又は香川県の補助金等を活用している事業

- 「補助金等」とは、補助金、交付金、助成金などのことをいう。特別交付税の対象となる事業は交付対象とする（例：ふるさとワーキングホリデー、地域おこし協力隊の活動など）。
- 国や県以外の助成金や地方債等の併用は、交付対象とする。
※ 当該助成金における、他交付金等との併用の取り扱いを要確認。
- 上記財源を併用する場合、事業費から当該金額を差し引いて交付額を算出する。（第6に記載）

（5）個人に対する補助等を行う事業（移住支援金、空き家改修交付金等）

（6）ハード事業（軽微な改修は除く）

第3 交付対象者（要綱第4条関係）

交付金の交付対象者は次に掲げる者とする。

- ・ 市町
- ・ 広域連合
- ・ 一部事務組合
- ・ 市町が主体となる団体（実行委員会等）

第4 交付事業の実施主体（要綱第5条、第6条関係）

交付事業の実施主体は次に掲げる者とする。

（1）直接交付事業者 …… 交付対象者

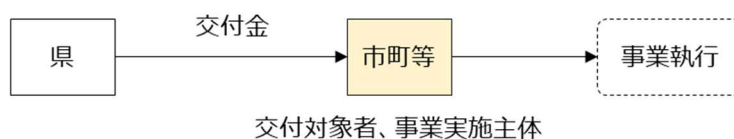
（2）間接交付事業者 …… 市町が認める地域団体等

- ・ 地域団体等とは、県内に拠点・事務所を設置し、県内で活動を行っている法人又は団体とする。
- ・ 団体とは、地域活力向上のために主体的に活動する、概ね5人以上で組織された団体とし、規約等により、名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理及び会計処理の方法等が定められているものとする。

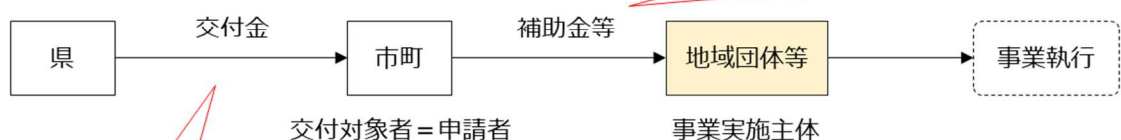
※ 第2の1（3）に規定するとおり、市町が地域団体等に対し、補助するための補助要綱等を制定していること。

【イメージ図】

（1）事業実施主体が市町等の場合（直接交付）



（2）事業実施主体が地域団体の場合（間接交付）



交付額は、事業実施主体の事業費に対し算出

申請時に補助要綱等を作成しているか確認

第5 交付対象経費（要綱第7条関係）

交付対象経費は、直接交付事業者又は間接交付事業者が実施する交付事業に要する経費で知事が認めるものとする。

<対象経費の例>

項目	対象経費	対象外経費
報償費	・ 講師、専門家等への謝金 等	・ 事業実施主体構成員に対する謝金 ・ 法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金、商品券等）
旅費	・ 講師、専門家等の旅費 ・ 申請書に記載した視察・研修会等へ参加するための旅費 等	・ 事業実施主体構成員のイベント・会合時等の移動費用
需用費		
消耗品費	・ 事務用品 ・ 材料費 ・ 研修会等の資料・テキスト代 等	
食糧費		対象外 （講師・専門家等の食糧費含む）
印刷製本費	・ チラシ、ポスター、写真の印刷費 等	
燃料費	・ 補助事業の実施に必要な燃料費 等	
役務費		
通信運搬費	・ 切手・はがき ・ データサーバー利用料 等	
広告料	・ 新聞・雑誌等の宣伝広告 等	
保険料	・ イベント開催時の保険料 等	
手数料	・ 各種申請手数料 ・ 交付事業に関する印紙税 ・ 交付事業の経費支払の為の振込手数料 等	・ 不動産、車輛等購入に伴う手続きに要する経費 ・ 市町から地域団体等へ補助金等を支払う為の手数料
委託料	・ 必要かつ専門的な技術等を要するもの	
使用料及び賃借料	・ 会場使用料 ・ バス等の借上料 ・ 機材、器具等の借上料 等	
工事請負費		対象外
備品購入費		・ 不動産、車輛等購入費
負担金	・ 研修会等の参加負担金 等	・ 研修会に付随する懇親会等の費用

第6 交付率及び交付上限額（要綱第8条関係）

交付金の額は、交付事業に係る交付対象経費に下表左欄の交付率を乗じて得た額とする。また、交付上限額を下表右欄のとおりとする。

	交付率	交付上限額
新規事業	10分の10以内	400万円
拡充事業	2分の1以内	200万円

※ 算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

※ 第2の2（4）に掲げる収入やその他（寄付、協賛金及び利用料等）の収入がある場合は、事業費から当該金額を差し引いて交付額を算出する。ただし、事業実施主体が地域団体等の場合、寄付、協賛金については、事業費から当該金額を差し引かず、収入に余剰が生じない範囲で交付額を算出する。

※ 間接交付事業者が実施する交付事業において、①市町が設ける補助金の補助額と、②本交付金の交付額に差が生じる場合は、交付額を次のとおりとする。

①＞②であれば、②の範囲で県から市町へ交付

①＜②であれば、①の範囲で県から市町へ交付

<例1>

A市が実施する新規事業に対し交付

事業費：500万円（全額交付対象） 内200万円が特別交付税対象事業



交付額：(500万円－200万円) × 10/10 = 300万円

<例2>

B団体が実施する新規事業に対し交付

事業費：200万円（150万円交付対象） 内100万円が寄付収入（交付対象に50万円、対象外に50万円充当）



交付額：150万円 × 10/10 = 150万円 ただし、交付対象の内、収入が50万円あるので
150万円－50万円 = 100万円

<例3>

C団体が実施する拡充事業に対し交付

※市が定める補助要綱では、補助率：10/10、補助上限額：100万円となっている。

事業費：100万円（全額交付対象）



交付額：100万円 × 1/2 = 50万円

県の交付額50万円と市の財源を組み合わせ、市からC団体へ100万円補助

第7 申請手続（要綱第9条～第12条関係）

（1）申請

- 申請にあたり、県自治振興課市町連携グループとの事前協議を経た上で、次の書類を提出すること。申請件数に上限はないため、複数の事業を申請する場合は、事業ごとに申請書を作成すること。
 - ・ 交付申請書 [【別記様式第1号】](#)
 - ・ 事業計画書 [【別記様式第1号別紙1】](#)
 - ・ 事業収支予算書 [【別記様式第1号別紙2】](#)
 - ・ その他の書類
 - ▶ 事業の詳細が分かる書類（任意様式）
 - ▶ 事業実施主体が協議会、実行委員会及び地域団体等の場合は、法人・団体の定款、規約
 - ▶ 事業実施主体が地域団体等の場合は、市町の補助金交付要綱等
 - ・ 申請事業一覧表 [【別記様式第1号の2】](#)
※各市町における事業の優先順位をつけること。
- 申請書類は、第10の問合せ先へ、メールにより提出。
- 書類提出後、県において、審査を行い、交付決定を行うため、事業内容について、確認することがある。

（2）事前着手

- 交付事業の着手については、原則として、交付金の交付決定に基づき行わなければならない。ただし、交付金の交付決定前に着手する必要がある場合には、事前着手届出書を提出し、知事が受理した場合は、受理日から事業に着手することができるものとする。 [【別記様式第2号】](#)
- なお、事前届出書を知事が受理したが交付決定とならない場合があることに留意すること。また、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で着手すること。

（3）審査・交付決定

- 審査の結果については、申請者にメールで通知。なお、交付申請を行った場合でも、採択されない（交付決定とならない）場合があるため、留意すること。
- 交付決定となった事業は、県ホームページで事業の概要を公表する。

第8 スケジュール

●一次募集

県市町連携グループ事前協議期間	： 令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月25日（金）
申請書受付期間	： 令和7年4月1日（火）～ 令和7年5月9日（金）17時
審査	： 令和7年5月中下旬
交付決定	： 令和7年5月末頃

●二次募集

県市町連携グループ事前協議期間	： 令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月27日（金）
-----------------	-----------------------------

申請書受付期間	: 令和7年6月2日（月）～ 令和7年7月9日（水）17時
審査	: 令和7年7月中下旬
交付決定	: 令和7年7月末頃

第9 その他

- 要綱、申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページからダウンロードできる。
- 本要領のほか、交付金の交付申請の手続き等については、地域活力向上のための市町総合交付金交付要綱の定めによるものとする。

第10 提出・問合せ先

香川県政策部地域活力推進課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

T E L : 087-832-3476

mail : chiiki@pref.kagawa.lg.jp

（上記は課の代表メールアドレスですが、担当者の個人メールアドレスを推奨します。担当者が決まり次第、ご連絡いたします。）